



## 遵 守 事 項

- (1) 提供を受けた本人の情報（以下「本人の情報」という。）又は本人の親族の情報（以下「親族情報」という。）を本人の介護サービス計画等作成以外の目的には使用しないこと。使用に当たっては、個人のプライバシーの保護を第一に努め、計画作成を行うこと。
- (2) 本人の情報は、本人の書面による同意なく複写又は複製をしないこと。
- (3) 本人の情報は、厳重に管理し、紛失、破損しないよう適正な保管に努めること。
- (4) 本人との居宅介護支援等に係る契約関係が終了した場合やその他提供を受けた資料を所持する必要がなくなったときは、責任を持って廃棄等の処分をすること。
- (5) 本人の情報資料の返還を求められたときは、これに応じること。
- (6) 上記の遵守事項に違反した場合は、今後の資料提供が受けられなくなることがあります。